

条件付一般競争入札説明書

この条件付一般競争入札説明書は、陸前高田市鳥獣被害防止対策協議会が発注する業務委託に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度広田地区シカ侵入防除用電気柵設置資材納入業務
- (2) 業 務 概 要 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 納 入 場 所 陸前高田市内で契約後に陸前高田市鳥獣被害防止対策協議会が指定する場所
- (4) 納 入 時 期 契約日から30日以内
- (5) 支 払 条 件 前金払いなし、部分払いなし。完了確認後、補助金が入金次第、速やかに支払う
- (6) 予 定 価 格 公表なし
- (7) 最低制限価格 設定なし
- (8) 入 札 の 種 類 条件付一般競争入札
- (9) 入 札 保 証 金 免除
- (10) 契 約 保 証 金 免除

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 当該物品を期限内に適切に納入できるもので、過去に官公庁等において、物品の納入実績のあるもの。
- (2) 岩手県内に本店、支店、営業所、出張所、事務所等を有するもので、不具合等に即時対応ができるもの。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行っていないもの。

3 入札申し込み方法等

入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加申請書等を、陸前高田市鳥獣被害防止対策協議会事務局（陸前高田市農林課農政係内）へ郵送すること。

- (1) 提 出 期 限 令和8年10月16日（金）午後5時
- (2) 提 出 書 類 等 条件付一般競争入札参加申請書、申立書、官公庁に物品を納入した実績が分かるもの（過去3年以内。様式は任意）、納税証明書（未納のない証明）（国、県、市町村のいずれか）写し可

4 入札日時及び場所

- (1) 入 札 日 時 令和8年10月22日（木）午後1時30分

(2) 場 所 陸前高田市役所 4 階第 2 会議室

5 入札書提出の際に必要な書類等

- (1) 入札書により、入札者の氏名または法人名及び業務名等を表記して、入札者名で提出すること。入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- (2) 印鑑（使用印）入札書等で使用するもの。（すべての提出書類には同じ印鑑を押印すること。）
- (3) 委任状は代理人が入札する場合に提出する。

6 入札の無効要件に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合であると認められる入札
- (7) 同一事項について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理人をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

7 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により、入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取りやめることがあります。なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

8 開札

開札は入札後ただちに、複数の職員及び入札業者立会いのもと行う。

9 落札者の決定

- (1) 落札した者のうち、予定価格以下で最低価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 上記に該当する者が 2 人以上いるときは、直ちに、くじ引きによって落札者を決定する。

10 契約関係

- (1) 落札者は、落札の日から 5 日以内（土・日及び祝祭日を除く）に、契約を締結しなければならない。契約が締結されない場合は、その落札は失効するものとする。
- (2) 契約における契約額は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

11 その他

本公告に定めのない事項については、関係法令等に準ずるところとする。

12 本公告に関する問い合わせ先

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野100番地

陸前高田市鳥獣被害防止対策協議会（陸前高田市農林課内）